

基本目標 I 男女が平等な社会をめざす意識づくり

基本課題1

固定化した意識の流動化

基本課題2

男女平等を推進する教育と生涯学習の充実

基本課題3

いのちを尊び・互いの性の価値を認める

基本課題4

一人ひとりの男女の人権の確立

基本課題 1

固定化した意識の流動化

人々の暮らしの慣行・慣習の中には、長い時間をかけて無意識に培われてきた性別による役割分担の考え方が根強く残っています。

このことは、家庭・職場・地域の中で私たちの日常生活に深く関わってきました。近年、社会の急激な変化によって、人々の生活が多様化していく中で、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で誰もが多様な選択ができ、能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠となってきました。

そのためには、性別による偏りにつながる恐れのあるような慣行・慣習、制度について、男女が対等なパートナーであるという認識を深め、その視点に立ち、住民一人ひとりが見直す必要があります。

「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けての意識を深く根づかせ、行動につながるような啓発活動を行うとともに、現状の把握・調査・研究に努めます。

施策の方向 ① 男女共同参画社会に向けての啓発や調査・研究・広報の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」を周知し、男女共同参画社会についての認識を深め、社会的につくられた男女の性差（ジェンダー）に気づく視点を定着させ解決に向かうための手法について広報・啓発を進めます。	企画振興課 生涯学習課
★ 男女共同参画社会の実現に向けて、自主的・主体的に活動しようとする人たちや広範な各種団体とのネットワーク化を図り、情報交換や男女共同参画について考えるための機会を設けます。	
★ あらゆる機会を通じて、男女の社会的立場や状況・情報等の収集のための調査・研究に努めるとともに、資料の公開・共有化を図ります。	

基本課題 2

男女平等を推進する教育と生涯学習の充実

男女がよきパートナーとして、共に輝いて生きていくためには、男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、対等な人間関係をつくり、人権意識の理念に基づいた男女平等観を形成していく必要があります。

そのためには、家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる場において、各年齢層に応じたジェンダーにとらわれない教育を推進するとともに学習の充実を図ります。

また、男女ともに自立できる力をつけるため、学習機会の提供と多様な地域課題に取り組む生涯学習を支援するとともに、教職員・保護者・地域住民・企業等への情報の提供に努めます。

施策の方向 ① 家庭教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★ 子どもは、家庭における養育者の生活習慣、言葉かけや行動などに強く影響を受けながら育っていきます。男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、養育者などを対象とした家庭教育学習会や親になる前の男女を対象とした講座など家庭教育についての学習機会を更に充実させます。 	生涯学習課 子ども支援課
<ul style="list-style-type: none"> ★ 「子育て広場」の開設、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の提供、父親（男性）の積極的な家庭参加への支援・推進、保護者を対象とした家庭教育に関する学級・講座の開設等、学習機会・相談・情報提供の充実にも努めます。 	

施策の方向 ② 学校教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★ 学校教育全体を通じて、人権の尊重・互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ★ 幼児期から成人期まで一貫した男女平等教育が推進されるよう相互の連携を深めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ★ 性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ★ 教職員の男女共同参画についての認識を高める研修などを充実させます。 	

施策の方向 ③ 社会教育における男女平等の推進

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ★ 人権尊重・男女平等・相互理解・協力の意識を育み、地域づくりへの男女の共同参画を進めるため、各種団体・各関係機関との連携を図り、出前講座や地区の人権学習会、公民館のセミナー等を通じて、企業・地域・団体における学習機会を提供します。 	生涯学習課 企画振興課
<ul style="list-style-type: none"> ★ あらゆる機会を通じて男女平等を推進するための学習ができるよう生涯学習体制の整備を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ★ 男女平等推進のための学習活動の自主的な企画・運営に対する支援とリーダーの養成に努めるとともに、そのネットワーク化を促進します。 	

基本課題 3

いのちを尊び、互いの性の価値を認める

生命の尊さを基本とした、男女が互いの性に関する正しい知識を習得し、性別に関係なく自己決定権が尊重されるような教育・学習機会の提供、広報、啓発の充実が必要です。

このことから青少年を取り巻く性の問題・暴力表現の排除に向けた広報活動や学習機会の充実を図ります。

また、男性も女性も人として尊重され希望をもって生涯を送ることができるように、各種の取組を促進します。

施策の方向 ① 学校教育における性教育の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、自己の性と健康管理が自分で出来るように、性に関する健全な意識の醸成を図ります。	学校教育課

施策の方向 ② 性に関する学習機会の充実	
◇ 具体的施策	担当課
★ 思春期の男女や乳幼児を持つ保護者などに対し、生命の尊厳や性に関する学習機会の充実を図ります。	福祉保健課

施策の方向 ③ メディアにおける人権尊重の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 公的な刊行物等については率先して、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、人権を尊重した公正・公平な表現の徹底に努めるとともに、そのような認識の啓発を図ります。	企画振興課 生涯学習課
★ メディアにおける「人権を尊重した表現づくり」が推進されるよう働きかけます。	
★ 児童の権利の保護、青少年の健全な育成の観点が重視されるように配慮します。	

施策の方向 ④ 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進	
◇ 具体的施策	担当課
★ 警察・少年センターや地域ぐるみによる防犯パトロールを推進するとともに、青少年育成町民会議やP T A・学校・民生委員児童委員・保護司等の連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成の推進に努めます。	生涯学習課 住民課

基本課題 4

一人ひとりの男女の人権の確立

人が人を大切にすると人権尊重の精神を基盤として、あらゆる差別や暴力が根絶され、男女がともに社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つことができるような、民主的で豊かな住みよい社会を築くため、安心して安全なまちづくりを進めていくことが重要です。

しかし、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス；DV）、性的犯罪、家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、売買春、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）等、児童や男性・女性に対する性的・身体的・精神的苦痛をもたらす行為など犯罪となる人権侵害が増加している現状があります。

男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつである、暴力や虐待は重大な人権侵害です。

一人の人間として尊重される社会の形成をめざし、住民の自治意識や連帯意識の高揚を図り、人権尊重を基盤にした自由かつ平等で民主的な人権と福祉の町づくりを進めます。

また、DV防止に向けた啓発を進めるとともに、身近な相談窓口として関係機関等と連携し、DV被害者を支援します。

施策の方向 ① 人権の尊重に関する啓発	
◇ 具体的施策	担当課
★ 人権擁護委員や人権啓発推進協議会を中心に、学習会や啓発活動を進めます。	企画振興課 学校教育課 生涯学習課 商工観光課
★ 男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動に努めます。	

施策の方向 ② あらゆる暴力や虐待の根絶	
◇ 具体的施策	担当課
★ DV、性的犯罪、家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、売買春、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）等、人権侵害を防止するための啓発活動とともに、暴力を許さない社会的気運の醸成など、幅広い取り組みを積極的に進めていきます。	企画振興課 福祉保健課 子ども支援課 長寿福祉課 学校教育課
★ DV等の人権侵害に関する相談・通報窓口の情報提供、広報に努めます。	
★ DVについて、緊急性に応じて警察・医療機関・県等の関係機関と連携をとり、DV被害者およびその家族の相談や支援をします。とりわけ、DVのある家庭環境下の子ども（18歳未満）に対して、関係機関と連携して心のケアに努めます。	
★ デートDVなど、交際中の若年層で起こる暴力防止に向けて、中学校・高校等と連携し、正しい知識を広めるため、教育・啓発します。	
★ 子どもの健診や相談、介護家庭の訪問等において、DV被害者を発見した場合は、関係機関に円滑につなげられるよう連携します。	
★ 不審者に関する迅速な情報発信により、性犯罪防止に努めます。	

※各種ハラスメント

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめなどの行為を意味し、代表的なものとして、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメント、働く女性が妊娠・出産することが業務上支障をきたすとして、精神的・肉体的な嫌がらせを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

他にもアルコール・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど主に、職場や学校などにおいて、様々なハラスメント行為が問題となっている。

※デートDV

交際中の男女間における身体的、精神的、性的な暴力をいいます。

上記DVのほか、携帯電話を勝手に見る、異性とのメールや電話を制限する、交友関係を細かくチェックし監視する、無理やり物を買わせる、借りたお金を返さない、などが特徴的です。